

## 令和8年度宮城県船形の郷実地研修等代替職員確保支援事業補助金募集要領

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、介護業務に従事しながら雇用期間中の勤務の一部として**宮城県船形の郷**で実施する実地研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

### 1 補助対象者

宮城県内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人で、「2 補助要件等」を満たす法人

### 2 補助要件等

○宮城県内において対象施設を運営している法人であること。 ○対象施設の職員に以下に定める研修受講期間に対象研修を受講させ、修了させること。	
対象施設	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成18年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、宮城県知事等が指定した事業所等（詳しくは別表1を参照）
受講者の雇用形態等	○雇用形態は、正規に限る。 ○宮城県内の対象施設において介護業務に従事していること。（経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。）
研修受講期間	○令和8年5月1日（金）から令和9年2月26日（金）まで

### 3 補助内容

対象研修	補助対象経費	基準額（日額）	補助事業者	備考
令和8年度宮城県船形の郷強度行動障害支援者実地研修	代替職員の人件費相当分	21,000円	障害福祉サービス事業所等	基準額に研修を受講する日数を乗じた額を総事業額及び交付額とする。

※ 代替職員を雇用する場合のほか、既に雇用している障害福祉従事者の勤務時間を調整することで対応する場合も補助対象とする。

### 4 募集期間・人数

- 交付申請書受付期間  
令和8年4月15日（水）から令和9年2月12日（金）
- 募集予定人数  
2人程度
- その他  
研修受講決定後、受講開始前に速やかに申請願います。

## 5 事業の主な流れ

手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
1 交付申請	県へ交付申請書（様式第1号）の提出 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 県税に未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定前着手届（様式第6号） ※県の交付決定前に研修を受講させる場合 <input type="checkbox"/> 研修受講に関する書類（受講決定通知の写し又は受講申込書の写し）
2 審査・決定通知（県）	
3 事業開始	事業内容を変更する場合は、変更承認申請（様式第2号）を行って下さい。
4 事業完了	県へ実績報告書（様式第5号）の提出 <input type="checkbox"/> 事業実績書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 研修を修了したことが分かる書類 <input type="checkbox"/> 受講者が勤務時間中に研修受講したことが分かる書類 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（任意様式）
5 額の確定通知・支払い（県）	
↓（仕入控除税額の確定後）	
（事業完了後） 仕入控除税額報告書	仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、仕入控除税額報告書（様式第4号）を提出 <input type="checkbox"/> 積算内訳報告書ほか ※様式第4号参照

仕入控除税額報告については、下記宮城県ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/tiiki040-koufugo.html>

## 6 留意事項

- (1) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (2) 研修受講後のフォローアップについては、交付対象ではありません。
- (3) 本事業の詳細及び申請様式のダウンロードについては、下記宮城県ウェブサイトをご確認ください  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/funagata-kenshu.html>
- (4) 対象研修の詳細については、下記宮城県船形の郷のウェブサイトをご確認ください。  
[https://fukushi.miyagi-sfk.net/sato/?doing\\_wp\\_cron=1727168615.0278589725494384765625](https://fukushi.miyagi-sfk.net/sato/?doing_wp_cron=1727168615.0278589725494384765625)

## 7 申請書類等の提出先

宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL : 022-211-2544 FAX : 022-211-2597 MAIL : [syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp)

別表 1

施設等の種類
○障害福祉サービス事業所等
居宅介護事業所
重度訪問介護事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
療養介護事業所
生活介護事業所
短期入所事業所
重度障害者包括支援事業所
障害者支援施設
自立訓練（生活訓練）事業所
自立訓練（機能訓練）事業所
就労選択支援事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援 A 型事業所
就労継続支援 B 型事業所
就労定着支援事業所
自立生活援助事業所
共同生活援助（グループホーム）事業所
相談支援事業所
児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
居宅訪問型児童発達支援事業所
保育所等訪問支援事業所
障害児入所施設